府中市公契約条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、府中市公契約条例（令和８年３月府中市条例第６号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則で使用する用語の意義は、条例の例による。

（特定公契約の適用範囲）

第３条　条例第２条第３号アに規定する契約は、予定価格が１億円以上の工事又は製造の請負契約とする。

２　条例第２条第３号イに規定する契約は、予定価格が１，０００万円以上の工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約のうち、次に掲げる業務に関するものとする。ただし、契約期間が１２月を超える契約で、当該契約の予定価格のうち１２月分に相当する額が１，０００万円未満となるものを除く。

ア　清掃業務又は清掃業務を含む総合管理業務

イ　警備業務（機械警備業務を除く。）

ウ　庁舎その他の施設等における受付及び案内に係る業務

エ　給食調理業務

３　前２項に規定する契約が公契約の一部に含まれる場合においては、当該公契約のうち、前２項に該当する部分を特定公契約とする。

４　条例第２条第３号ウに規定する指定管理協定は、当該指定管理協定のうち、第１項又は第２項に該当する部分を含むものとする。

（時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制における労働報酬の換算方法）

第４条　条例第６条第３項に規定する換算方法については、最低賃金法施行規則（昭和３４年労働省令第１６号）第２条の規定を準用する。

（労働条件等の市への報告）

第５条　条例別表５の項の規定による報告は、次に掲げる事項について、市長が指定する日までに、書面において行うものとする。

⑴　労働者等に係る雇用契約の締結の状況

⑵　労働者等に対する労働報酬の支払の状況

⑶　労働者等の労働時間の管理の状況

⑷　特定公契約において約定した事項の遵守の状況

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

２　受注者は、前項の規定により報告した事項に変更が生じたときは、速やかに市に報告しなければならない。

（対象労働者等に対する周知）

第６条　条例別表６の項の規定による周知は、次に掲げる事項について行うものとする。

⑴　労働報酬下限額

⑵　労働報酬下限額の適用対象となる労働者等の範囲

⑶　条例別表４の項に規定する労働報酬に係る受注者の連帯責任に関する事項

⑷　条例第９条の規定による申出に関する事項及びその申出先

⑸　条例第１０条の規定による不利益な取扱いの禁止に関する事項

（身分証明書）

第７条　条例第１１条第２項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第１号様式）とする。

（公表）

第８条　条例第１３条第１項の規定による公表は、次に掲げる事項を市のホームページに掲載する等の方法により行うものとする。

⑴　特定公契約の件名及び締結の日（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る公の施設の名称及び指定管理者の指定の日）

⑵　受注者等の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

⑶　特定公契約の解除をした場合は、その日（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた日）及びその理由

⑷　特定公契約の契約期間又は指定管理者が管理する期間の満了後に当該特定公契約において約定していた事項の違反が判明した場合においては、当該違

反の内容

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（府中市公契約審議会の会長及び委員）

第９条　条例第１４条第１項に規定する府中市公契約審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

４　審議会は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に定める人数の範囲内の者をもって組織する。

⑴　学識経験を有する者　２人以内

⑵　労働者団体を代表する者　２人以内

⑶　事業者団体を代表する者　２人以内

（審議会の招集等）

第１０条　審議会は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の過半数が出席し、かつ、前条第４項各号に掲げる者がそれぞれ一人以上出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その者の意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

５　審議会は、公開とする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

６　前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（審議会の庶務）

第１１条　審議会の庶務は、総務管理部契約課において処理する。

（委任）

第１２条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第４条から第８条までの規定（以下「特定公契約に係る規定」という。）は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　特定公契約に係る規定は、令和９年４月１日以後に新たに締結する契約又は指定管理協定について適用する。

第１号様式（第７条）

（表）

第　　号

身　分　証　明　書

所　　属

氏　　名

生年月日

上記の者は、府中市公契約条例第１１条第１項の規定による立入調査を行う権限を有する者であることを証明します。

発行年月日　　年　　月　　日

有 効 期 限　　年　　月　　日

府中市長　　印

（裏）

府中市公契約条例（抜粋）

（立入調査等）

第１１条　市長は、第９条の規定による申出があった場合のほか、当該特定公契約において約定した事項（次条及び別表において「約定事項」という。）又は前条の規定の遵守の状況を確認する必要があると認めるときは、その必要な限度で、受注者等に対し報告をさせ、又はその職員に、受注者等の事業所その他の必要と認める場所に立ち入り、労働者等又は労働者等であった者に係る労働条件が確認できる書類その他の物件を調査させ、若しくは受注者等その他の関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、受注者等その他の関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。